

■介護保険料の考え方

1. 第8期介護保険料

介護保険給付費・地域支援事業費の財源

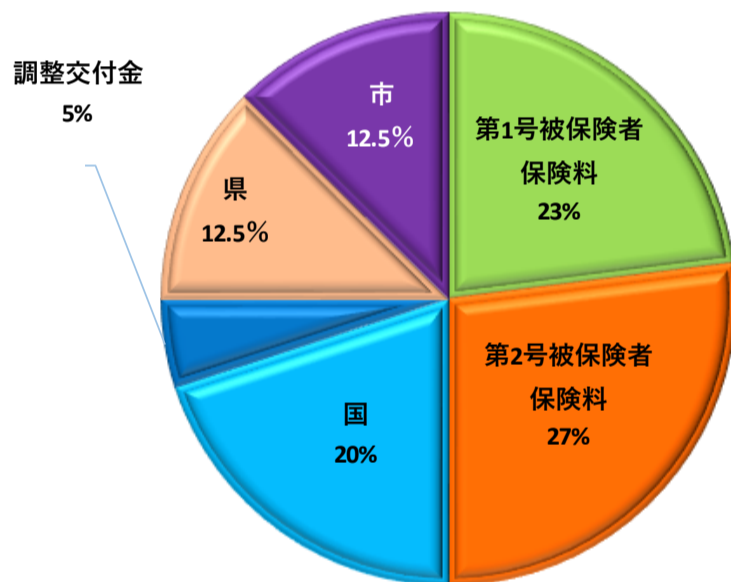
介護給付を行うための財源は、公費（国、県、市）と被保険者の保険料で賄われている。内訳は、介護サービス利用時の利用者負担を除き、50%を公費（国、県、市）、残りの50%を第1号被保険者（65歳以上の人）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）から徴収した保険料で構成されている。

地域支援事業費は、「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業・任意事業」に分かれており、「介護予防・日常生活支援総合事業」の給付費は、介護給付費と同様で公費（国、県、市）、第1号被保険者と第2号被保険者の保険料で構成されている。「包括的支援事業・任意事業」については、第2号被保険者の負担はなく、その分公費で補てんされ、第1号被保険者の負担割合は介護給付費と同様である。

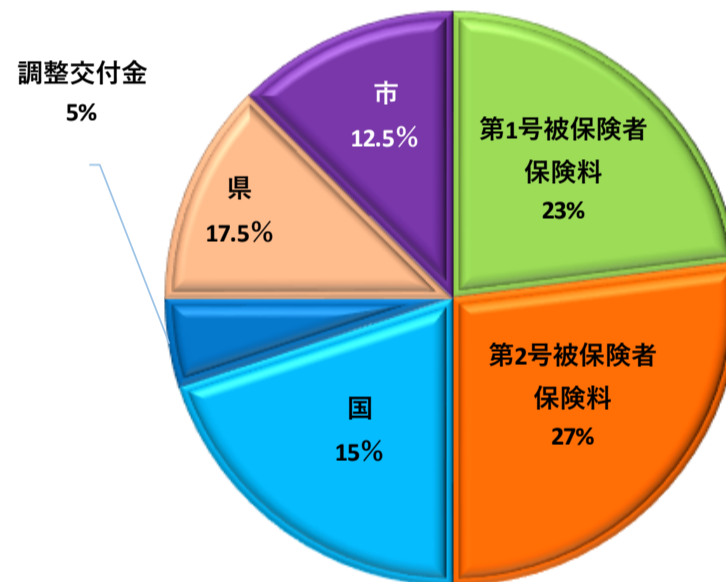
第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合は、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合により3年ごとに決定され、第8期の計画期間における負担割合は、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となっている。そのため、第8期においては、今後3年間の保険給付費総額の23%を賄えるよう、第1号被保険者の保険料水準を定めなければならない。

……介護給付費の負担区分……

【居宅給付費の財源構成】

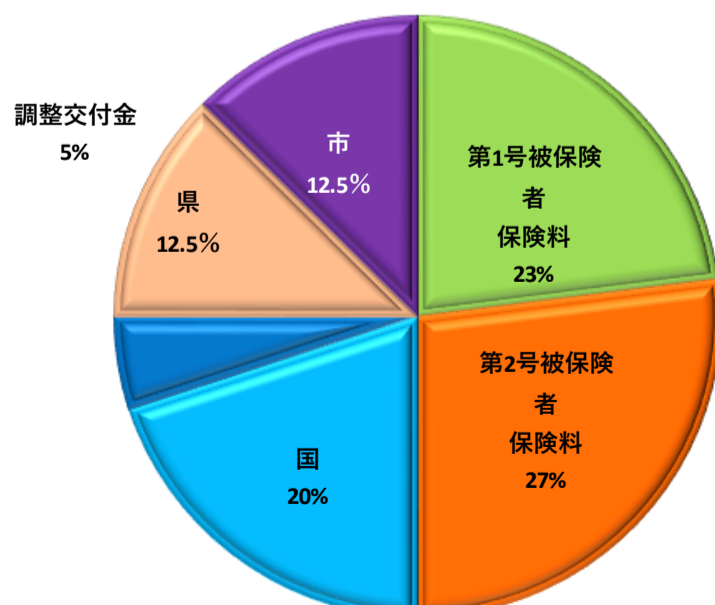


【施設給付費の財源構成】



……地域支援事業費の負担区分……

【介護予防・日常生活支援総合事業費の財源構成】



【包括的支援・任意事業費の財源構成】

